

第35回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 10番, 11番)

開催期日 平成26年5月29日

第35回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 平成26年5月29日(木) 午前9時25分
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 田村繁則

書記

栗山町農業委員会事務局 上野政則

本日の出席委員

1番 吉田寿栄
2番 笹谷賢治
3番 藤柳一哉
4番 淵野巖
5番 日置正敏
6番 木内浩一
7番 井内弘
8番 小川信一

10番 正井文雄
11番 蔵田信幸
12番 篠田勝
13番 清水哲雄
14番 川合孝俊
15番 桂一照
16番 高山清明
17番 田村繁則

本日の欠席委員

9番 青山悟

本日の参与員

栗山町農業委員会 事務局 長 松本 俊哉
" 事務局 参与 上野 政則
" 事務局 員 西村 敬美

本日の議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 88号	農地の使用貸借契約の解約の通知について
5	報告第 89号	農業生産法人の設立について
6	議案第130号	農地法第4条の規定による許可申請について
7	議案第131号	農地法第5条の規定による許可申請について
8	議案第132号	土地の現況証明願いについて
9	議案第133号	農用地利用集積計画（案）について
10	議案第134号	平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の計画
11		農業団体等報告事項

(局長)

全員ご起立願います。礼。ご着席ください。

第35回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は9番青山委員が公務の為欠席でございます。栗山町農業委員会会議規則第10条の規定により定足数に達しており、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長、開会宣言をお願いします。

(会長)

みなさんおはようございます。農作業で大変お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。それでは、総会を始めたいと思います。

(議長)

日程1番 会議録署名委員についてですが、10番正井委員、11番蔵田委員を指名いたします。よろしくをお願いします。

日程2番 会期の決定でございますが本日1日でよろしいでしょうか。(ハイの声)
ハイという声がありましたので、本日1日といたします。

日程3番 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。4月28日、農業再生協議会・経営所得安定対策等推進委員会合同会議が開催され、田村会長が出席しております。5月9日、まちづくり懇談会が開催され、田村会長、高山代理が出席しております。16日、第11回農政部会が開催されております。22日、現地調査を吉田委員、藤柳委員、正井委員で実施しております。26日から27日に平成26年度全国農業委員会会長大会及び管内選出国會議員要請活動が東京都で開催され、田村会長が出席しております。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、16日の農政部会の協議内容の報告を部会長よりお願いします。

(10番 正井)

第11回の農政部会の協議内容を報告いたします。新規就農認定ということで対象者は2組でした。

まず、一組目は〇〇〇〇さん33歳東京都出身。〇〇さん29歳大阪府出身のご夫婦で町内〇〇に在住しております。夫〇〇さんの経歴といたしましては、10年前に来道され牧場に勤務されておりましたが、独立し牛を飼いたいとの思いがあり、道担い手センターに相談したところ、栗山町字雨煙別の〇〇〇〇さんを紹介され、平成25年1月から就農研修を開始され、肉用牛の繁殖を学び現在に至っております。妻〇〇さんとは、勤務先の牧場で知り合われたそうで、夫〇〇さんと一緒に研修中です。

〇〇〇〇さんからの居抜きによる経営継承で、和牛繁殖を計画しています。初期投資がかかることから、農地は保有合理化事業を、牛、機械には就農施設等資金を活用される予定です。生産した仔牛はJAに出荷し、自給飼料の確保も考えています。営農計画では最初の2年間は赤字ですが、その後については黒字化を図り、繁殖雌牛も7年後には継承時の15頭から倍以上の36頭を目指しておられます。若い夫妻で一生懸命働いています。農政部会では特に異議なく就農を認めております。

続いて2組目は〇〇〇〇さん36歳、〇〇〇さん40歳共に福島県出身のご夫妻で町内〇〇に在住しております。福島第1原発放射能漏れ事故により、〇〇さんがご両親と就農していた〇〇〇では、除染が進まず農業ができません。北海道で農業を再開したいとの強い思いから、平成23年に〇〇町へ、翌24年7月から栗山町〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇で就農研修を開始され、肉用牛の繁殖を学び現在に至っております。妻〇〇〇さんも一緒に研修中です。独立就農として〇〇地域で和牛繁殖を再開する計画です。何もないところからの就農であり初期投資がかかることから、農地は保有合理化事業、畜舎・機械は震災復興事業、牛はエーリック事業をそれぞれ活用される予定です。最初の2年間は赤字ですが、その後は黒字化を図ります。〇〇地区においては既に挨拶を済ませ、農事組合などの行事にも妻子とともに参加され地域での理解も進んでいます。当初、懸念の声があった臭いや汚水については、きちんと対策を講じると聞いております。しっかりした方で責任感も強く、出身地である〇〇〇には何らかの形で恩返しをしたいとも聞いております。農政部会では特に異議なく就農が認められました。以上、農政部会からの報告といたします。

(議長)

はい、ありがとうございます。只今、農政部会長より新規就農の認定ということで報告がございましたが、何か質問等ございませんか。なければここで新規就農の認定をした〇〇さんご夫妻と〇〇さんご夫妻がお見えになっておりますので、ご紹介します。

(〇〇夫妻、〇〇夫妻入室)

それでは、〇〇夫妻から一言お願いします。

(〇〇夫妻)

おはようございます。先日、認定していただきました〇〇〇〇と妻の〇〇です。一生懸命頑張りますので、皆様のご指導等よろしくお願いします。

(議長)

続きまして〇〇夫妻よろしくお願いします。

(〇〇夫妻)

おはようございます。〇〇〇〇と妻の〇〇〇〇です。新天地で頑張っていくのでご指導をよろしくお願いします。ありがとうございました。

(議長)

はい。ありがとうございます。〇〇さんご夫妻、〇〇さんご夫妻、これから頑張ってください。委員各位におかれましても今後ともよろしくお願いします。

(〇〇夫妻、〇〇夫妻退室)

会務報告について何か質問等ございませんか。(ナシの声) それでは次に進みます。

日程4 報告第86号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説

明をお願いします。

(事務局)

報告第88号 農地法の使用貸借契約の解約の通知について 下記の農地にかかる使用貸借契約の解約について通知があったので報告する。1件の通知でございます。

番号1 所在 字〇〇〇729番地1の内 地目につきましては、公簿、現況ともに田面積12,368㎡外2筆。計田3筆14,023㎡でございます。利用状況 水田として利用 契約内容 使用貸借 契約年月日 平成23年11月30日 契約期間 平成23年11月30日から平成33年11月30日 解約通知日 平成26年5月19日 通知者 貸主 栗山町字〇〇〇730番地 〇〇〇 借主 栗山町字〇〇〇730番地 (有)〇〇〇〇 この通知につきましては、後程審議いたします他の方への貸借の為の通知でございます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、何か質問ございませんか。(質疑なしの声)なければ報告でございますので次に進みます。

日程5 報告第89号「農業生産法人の設立について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第89号 農業生産法人の設立について。下記のとおり農業生産法人設立の届出があったので報告する。1件の設立でございます。

名称 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 住所 栗山町字〇〇〇730番地 組織の種類 株式会社 資本金300万円 設立年月日 平成26年4月14日 事業の内容 1、農産物の生産、加工、販売。2、農産物の原材料とする食料品、肥料、飼料の製造及び販売。3、農作物の貯蔵、運搬。4、農業生産に必要な資材の製造販売。5、農作業の受託。6、農機具の設計、製造及び販売。7、電子制御機器の設計、施工、管理、製造、販売及び輸出入。8、前各号に付帯関連する一切の業務の8項目となっております。構成員は2名で、一人目は、氏名〇〇〇〇 年齢42歳 職業 農業 構成員の要件 常時従事者 業務執行権の有無は有で代表取締役 法人の事業に従事する年間総日数は300日 農作業に従事する日数は240日となっております。二人目は、氏名〇〇〇 年齢56歳 職業 農業 構成員の要件 常時従事者 業務執行権の有無は有で取締役 法人の事業に従事する日数は150日 農作業に従事する日数は150日となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけ

ども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程6 議案第130号「農地法第4条の規程による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第130号 農地法第4条の規定による許可申請について 下記農地を農地以外のものとするため許可申請書の提出があったので、北海道農業会議に諮問するにあたり、許可の可否について意見を諮う。1件の申請でございます。

番号1 所在 栗山町字〇〇361番地2 地目につきましては公簿、現況ともに畑面積 1,377 m²の1筆でございます。所有者、転用者氏名につきましては、栗山町字〇〇363番地 〇〇〇〇 転用目的としまして農業用施設の建設で倉庫233.28 m²、搬入用道路228.72 m²、玉葱、資材置場691.50 m²でございます。参考資料として申請地の位置図、配置図、倉庫の立面、平面図を添付しておりますので参考としていただきたいと思ひます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

(議長)

はい。事務局から提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、現地調査を行っておりますので捕捉説明をお願いします。

(1番 吉田)

平成26年4月28日 第34回農業委員会後申請書の提出のあった農地法第4条の申請に基づき、5月22日に藤柳委員、正井委員、松本事務局長、上野参与、西村主査同行のもと現地調査を行いましたので、その結果を報告いたします。申請地は、栗山町役場の南側約2.4kmに位置した農用地区域にある第1種農地であり、この度申請者より農業用施設を建築する旨の許可申請があったものであり、周りに被害を与えることもないので転用することに支障はないものと認める。よろしくご審議をお願いします。

(議長)

はい。只今、現地調査班長より報告がありました。

質疑を行います。

この件につきまして何か質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって議案第130号は原案どおり決定といたします。

日程7 議案第131号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第131号 農地法第5条の規定による許可申請について、下記農地を農地以外のものとするため許可申請書の提出があったので、北海道農業会議に諮問するにあたり許可の可否について意見を諮う。今回は3件の申請でございます。

番号1 所在 字〇〇61番地64 地目につきましては公簿、現況ともに田 面積700㎡ 売主 栗山町字〇〇58番地6 〇〇〇 買主 苫小牧市〇〇〇町〇丁目〇〇番〇号 転用目的 共同住宅の建築 転用期間 許可指令日から平成26年10月31日 敷地の利用内容は、共同住宅8戸223.75㎡、駐車場352.55㎡ 物置8戸分5.52㎡となっております。参考資料として位置図、測量図、配置図、建物の平面図、立面図等を添付しておりますので、参考としてください。

番号2 所在 字〇〇61番地65 地目につきましては公簿、現況ともに田 面積700㎡ 売主 栗山町字〇〇58番地6 〇〇〇 買主 北広島市〇〇〇〇番地 〇〇〇〇〇 転用目的 共同住宅の建築 転用期間 許可指令日から平成26年10月31日 敷地の利用内容は、共同住宅8戸228.88㎡、駐車場344.38㎡ 物置8戸分5.50㎡となっております。参考資料として位置図、測量図、配置図、建物の平面図、立面図等を添付しておりますので、参考としてください。

番号3 所在 字〇〇〇226番地1 地目につきましては公簿、現況ともに畑 面積10,057㎡外1筆 計畑2筆14,626㎡でございます。売主 札幌市〇〇区〇〇〇条〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇 買主 栗山町松風〇丁目〇〇〇番地 転用目的 カラマツの植林2,920本となっております。参考資料として位置図を添付しておりますので参考としてください。よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。この件につきましては、現地調査を行っておりますので班長より報告をお願いします。

(1番 吉田)

4条転用の現地調査同日、3件の5条転用申請の現地調査を行いましたので、その結果を報告します。

1番、2番につきましては、関連しておりますのでまとめて報告いたします。

申請地は、栗山町役場の南東側約1.1kmに位置した都市計画区域内の第1種中高層住宅専用地域にある第3種農地である。この度申請者より共同住宅を建築する旨の許可申請があったものであり、付近は既に宅地化が進んでおり、周りに被害を与えることもないので転用する事に支障はないものと認める。

3番について報告いたします。

申請地は、栗山町役場の北東側約4.7kmに位置した農用地区域内にある第2種農地であり、この度申請者より、植林するための許可申請があったものであり、周囲は山林に囲まれており、生産性も低いため農地として維持することが困難になったため、植林を行って土地を維持したいと申請があったものであり周りに被害を与えることもないので、事情やむを得ないものと認める。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

(議長)

はい。只今、事務局、現地調査班より報告がありました。

質疑を行います。

この件につきまして、何か質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって議案第131号は原案どおり決定といたします。

日程8 議案第132号「土地の現況証明願いについて」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第132号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり願い出があったので証明の可否について意見を諮う。今回は4件の願い出です。

番号1 所在 中央〇丁目128番地 公簿地目 田 現況地目 農地外 面積 192㎡
利用状況 宅地として利用 所有者、願出人氏名 札幌市〇〇区〇〇〇丁目〇〇番〇ー〇〇〇号 〇〇〇〇 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。昭和46年5月に農地法第5条の許可済です。

番号2 所在 字〇〇91番地73 公簿地目 畑 現況地目 農地外 面積 494㎡
利用状況 宅地として利用 所有者氏名 栗山町朝日〇丁目〇番地〇 〇〇〇〇 願出人氏名 札幌市〇区〇〇西〇条〇丁目〇番〇〇号 (株)〇〇〇〇〇〇 摘要といたしまして地目変更登記用となっております。昭和48年12月に農地法第5条許可済です。

番号3 所在 字〇〇167番地18 公簿地目 畑 現況地目 農地外 面積 257㎡

所有者、願出人氏名 栗山町字〇〇〇〇〇番地〇〇 〇〇〇〇 摘要といたしまして地目変更登記用となっております。以上です。

番号4 所在 字〇〇〇520番地14 公簿地目 原野 現況地目 田 面積 646 m² 外10筆 面積 9,793.87 m² 利用状況 田、宅地、雑種地、畑として利用 所有者、願出人氏名 栗山町字〇〇〇 〇〇〇番地〇〇 摘要といたしまして、今年度離農するにあたり、公簿、現況地目を合わせるための地目変更登記用となっております。

(議 長)

この件につきましては、現地調査を行っておりますので、班長より結果の報告をお願いします。

(1 番 吉田)

先ほどの転用の現地調査同日に、現況証明願いに基づき現地を確認した結果、4件とも願出どおりの地目であることを確認してきております。

ご審議のほどよろしくお願いします。

(議 長)

はい。只今、事務局、現地調査班長より説明、報告がございました。

質疑を行います。

この件につきまして、何か質疑ございませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって議案第132号は原案どおり決定といたします。

日程9 議案第133号「農用地利用集積計画(案)について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第133号 農用地利用集積計画(案)について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮る。今回は賃貸借3件、使用貸借1件の計4件です。

整理番号26賃4-1新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇205番地 〇〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇205番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成26年5月14日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇553番地2 現況地目 田 面積 4,729 m²の1筆でございます。 設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸

借 期間平成26年5月30日から平成29年11月30日の3年6カ月 借賃につきましては、10aあたり田〇〇,〇〇〇円 面積乗じまして年間〇〇,〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇名義〇〇口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦で、構成員は男2人女2人で、地域の中心的存在で後継者もあり、地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も270日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号26使5-1新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇〇〇番地〇 (株) 〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇 申出年月日 平成26年5月2日 利用権を設定する土地 所在 〇〇552番地1 現況地目 田 面積4,723㎡の1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 使用貸借 期間 平成26年5月30日から平成35年11月30日までの9年6カ月でございます。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱で、構成員は男1人で、従業員が2名で地域活動も積極的に参加し、従事日数も260日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号26賃6-1更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇 〇〇番地 〇〇 〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇〇 申出年月日 平成26年5月12日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇41番地 現況地目 田 面積8,998㎡外2筆。田1筆8,998㎡ 畑2筆9,467㎡ 計3筆18,465㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、期間 平成26年5月30日から平成26年11月30日までの6カ月 借賃につきましては、10aあたり田〇,〇〇〇円 畑〇,〇〇〇円それぞれ面積乗じまして〇〇〇,〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、11月30日までに〇〇〇〇〇宅へ現金を持参するものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻 家族構成は男3人、女2人で地域活動も積極的に参加し、年間従事日数も250日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号26賃7-1新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇 〇〇〇番地株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇 申出年月日 平成26年5月19日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇〇729番地1の内 現況地目 田 面積12,368㎡外2筆 計田3筆14,023㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、期間 平成26年5月30日から平成30年11月30日までの4年6カ月 借賃につきましては、10aあたり田〇〇,〇〇〇円 面積乗じまして、年間〇〇〇,〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇名義〇〇口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は長葱で、構成員は男2人で、今年の4月に農業生産法人を設立し、地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も270日と農業経営基

盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

(議長)

はい。賃貸借の新規2件、更新1件、使用貸借1件の説明がありましたが、会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当する案件がございますので、先にその案件を審議したいと思いますので、〇〇委員の退席願います。(〇〇委員退席)

整理番号26賃7-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

採決します。

整理番号26賃7-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号26賃7-1は原案どおり決定いたします。

(〇〇委員着席)

それでは残りの案件について整理番号順に質疑を行います。

整理番号26賃4-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号26使5-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号26賃6-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に整理番号順に採決します。

整理番号26賃4-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号26賃4-1は原案どおり決定いたします。

整理番号26使5-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号26所5-1は原案どおり決定いたします。

整理番号26賃6-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号26賃6-1は原案どおり決定いたします。

日程10 議案第134号「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価、平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第134号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価、平成26年度の目標及び達成に向けた活動計画ということで、3月の第33回総会にて案ということで審議していただき、ホームページで30日間公表し、地域からの意見、要望を募集しましたが何もありませんでしたので、6月末までに国へ提出することからこの総会で

決定していただきたいと思います。よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが33回の総会にて案ということで審議していただき、内容を精査しホームページで公表し意見、要望等を募集しましたが何もなかったということから、この内容で決定し国へ提出するというございます。

質疑を行います。

この件につきまして質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

採決します。

議案第134号について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって議案第134号は原案どおり決定いたします。

それでは、本日の議案につきましては、これで終わりでございますけども続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議 長)

次期総会の日程は6月27日の金曜日 午後3時00分から、現地調査につきましては1週間前の6月20日の金曜日 午前9時30分から第2班 日置委員、蔵田委員、青山委員をお願いします。

本日はご苦勞様でした。

それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局 長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。

以上で本日の総会を終了します。(午前11時10分終了)